

淀川管内河川保全利用委員会

委員会ニュース

淀川本川河川保全利用委員会

2024年12月発行

No. 97



十三エリア（仮称）（大阪市淀川区）（令和6年4月）

“川らしい”利用とは？

みなさんは川を利用していますか？ そして、どのように利用していますか？
野球やサッカーなどのグラウンド利用、散歩やジョギングをするための公園利用、バーベキューなどのレクリエーション利用などといった利用の形態が多いのではないのでしょうか。では、「川らしい利用」という言葉をきいてどんなことを思い浮かべますか？川に入っただけの魚とり・魚釣りや水泳といった川遊び、昆虫・植物採集、バードウォッチング、自然観察などが頭に浮かぶのではないのでしょうか。

現在、グラウンドやレクリエーションの場として川を利用されている方々が比較的多いのではないかと思います。このような利用のしかたがまったく悪いというわけではありません。しかし、こうした利用のしかたは川でなくとも“場所さえあればできるもの”です。利用場所が川でありながら、川やその周辺に広がる自然とのつながりのない利用では、すこし残念な気がしませんか？

川は、水の流れによって様々な地形をつくり出し、その地形によって水の流れ方もまた変化していきます。川は本来、こうした変化に富んだ場所であり、そこには様々な生きものたちがくらしています。川のもつ自然環境の大切さを理解し、川や自然とのつながりを意識し、自然と共生していく姿勢をもって川を利用することこそが“川らしい利用”なのです。

会議の協議・決定事項につきましては、Web サイトにて当日配布した資料と合わせてご紹介しています。

詳細は、Web サイトをご覧ください。

淀川管内 河川保全利用

検索

<https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/activity/comit/hozen-iin/index.html>

委員会開催報告

令和6年度 淀川本川河川保全利用委員会を開催しました。

開催日：令和6年11月1日(金)



委員会の様子



審議対象案件 位置図

■ 審議対象案件

今年度の審議対象案件は次のとおりです。

審議対象案件 一覧表

番号	名称	占有者	占有面積 (㎡)	主な施設	占用の位置	ランク	備考
16	神崎川緑地	摂津市	7,053.65	すべり台・ブランコ複合、プレイスカルプチャー、健康遊具、パーゴラ、ベンチ、水飲み、便所 等	堤防	C	
新規	淀川河川敷十三エリア	大阪市淀川区	908	看板、飲食店、トイレ、ウッドデッキ、コンテナ倉庫、バックカン (4t 用)、駐車・駐輪スペース (関係者用)、手洗い場、サウナ、デッキスペース、舟運事務所コンテナ、インフラ設備	堤防・堤外地	新規	

※Aランク: 次回更新時に委員会で検討が必要。河川環境の保全や地域社会への影響等を踏まえ、利用に十分な配慮が必要な施設。

Bランク: 今後の委員会で、AまたはCランクに決定する施設。

Cランク: 河川環境の保全上、問題のない利用と考えられる施設。

■ 現地視察

10:30~11:35 委員会開催にあたり、審議対象案件を視察しました。



No. 16 神崎川緑地 (摂津市)



淀川河川敷十三エリア (淀川区)
(R6. 9. 11に事前視察)

委員会開催報告

日時： 令和6年11月1日(金) 13時00分～14時30分

場所： 中央流域センター（枚方市）

参加者数： 委員6名、占用者3名、一般傍聴者1名
河川管理者3名、事務局2名

出席者 (敬称略)

委員名	所属・役職	備考	出欠	
委員	森本 幸裕	京都大学 名誉教授 公益財団法人 京都市都市 緑化協会 理事長	委員長	出席
	中川 一	京都大学 名誉教授	副委員長	出席
	黒坂 則子	同志社大学 法学部 教授		欠席
	澤木 昌典	大阪大学 名誉教授		出席
	松本 恭幸	公益財団法人 大阪府スポーツ協会 事務局長		出席
行政委員	大阪府環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課 課長		出席	
	大阪府都市整備部 公園課 課長		代理出席	

■ 議事内容

- 1) これまでの会議の報告
 - (1) 令和6年度 連絡調整会議の報告
 - (2) 令和6年度 占用者説明会の報告
- 2) 令和6年度 審議対象案件の審議
- 3) 一般傍聴者からの意見聴取
- 4) とりまとめ、その他

■ 河川保全利用委員会の意見

審議対象案件への意見は次のとおりです。

No. 16 神崎川緑地（摂津市）

- ・サクラは摂津市の公園の管理ではないという理解でよいか。大阪府ではクビアカツヤカミキリがかなり広がっており、そのあたりも気にしておかないといけない。
- ・ゴミ箱は設置されないほうが良いのではないかと。不法投棄にもつながり、防火上の問題もでてくる、サステナブルな取り組みの方向のためにも検討されたい。
- ・河川に隣接してあるいい空間であるから、自然な原っぱ的な意味合いを大切にしたい公園にしたらいのではないかと。遊具の更新のタイミングもあるということで、ゆったりできる空間の整備ということも含め考えられてい。環境学習の場としてもいいと思われるので前向きに取り組んでいただきたい。
- ・前回意見でもあったが、植樹された樹木の樹勢が弱いところが引き続きみられる。記念植樹されているという背景があるかもしれないが、臨機応変な対応をされるとよいのではないかと。
- ・場所としては、立派な昔の地図を含めた看板があるなど可能性のある公園である。管理の方向性として、環境学習の場としても良い環境になると思われるため、可能な限り検討されたい。
- ・ブランコの堤内側の舗装道路のところの段差に草が生え視認性が悪く、子どもたちが遊ぶ上で、危険と思われるため、なだらかにするなど安全性について検討されたい。
- ・パーゴラについて今後つる植物等を植栽したり、日陰の覆いを付けたりするなど考えているか。
- ・ランクCを継続し、占用期間を5年とする。



新規 淀川河川敷十三エリア（大阪市淀川区）

- ・利用者の増加に伴い、騒音等による鳥類の採餌環境へ影響、人の移動による外来動植物の侵入騒音問題等が懸念される。騒音問題は、例えば、時期によってマイクの使用を制限する、音量やスピーカーを置く方向を考慮するなど対策をお願いしたい。外来動植物の侵入については、定期的なモニタリング等を実施するなど早期発見、早期対策を検討していただきたい。
- ・カヤネズミについては、一時占用地利用中にカヤネズミが侵入しないよう対策をしていただきたい。専門家のご意見を取り入れ、個体群維持が可能な生息域の確保をお願いしたい。
- ・適正な植生の管理について、一時占用地である芝生エリアはきれいに刈られているが、既存植生を残しつつ、定期的な草刈りを実施することで、広場を形成していただきたい。
- ・これまでの事前説明・現地視察を通じて、当初と比べると環境配慮の面で計画はブラッシュアップされてきた。ただし、協議中の部分もあり、当委員会での指摘の対応もあるため、適切に対応いただきたい。
- ・自然環境は、予測しきれないものであり順応的な管理が大事になる。モニタリング、状況を見ながらの評価により本来のミッションを達成するためやり方を変えていくが必要になる。
- ・賑わいゾーンと保全ゾーンが明確に分かれているのはいい面はあると思うが、十三エリアについては、そのバランスをとったエリアという見せ方ができるような形にして、一連として新しい川らしさの形をPRできることが望ましいのではないか。
- ・保全ゾーンと賑わいゾーンに区分けの考え方についていろいろと考え方はあるが、十三エリアはタワーマンションの建設により、子どもが増えたときに都市の中で川は自然と接する非常に重要な場所になる。賑わいがあることで自然とのふれあいを推進できる機会が増えるため、安全性を確保した上での中間的なものも含めたゾーニングができればいいのではないか。河川管理者、淀川区、事業者で日常的に自然と親しむことに参画できる利用を考えてほしい。
- ・チェックリスト資料の連携体制を見ると、専門家との連携は模索されているようだが、周辺地域の地域団体との連携がもう少し組み込まれて計画されると良い。
- ・駐車場、駐輪場の計画は無いが、自動車、自転車で来た利用者に対しては、どのような対応になるのか。想定できることに対して、対応策は十分に準備されたい。
- ・ランクAとし、占用期間は3年とする。なお、中間報告を求める条件付きとする。



淀川管内河川保全利用委員会へのご意見

淀川管内河川保全利用委員会の事務局では、ホームページ（表紙アドレス参照）において開催された配布資料、審議内容を公開しています。この内容につきましてご意見いただける方は、ホームページの「ご意見受付」ページをごらんください。

右の二次元バーコードを読み取ると、「ご意見受付」ページにアクセスできます。

編集・発行 淀川管内河川保全利用委員会
委員会ニュース

淀川河川保全利用委員会
2024年12月発行
No. 97

連絡先

国土交通省 近畿地方整備局
淀川河川事務所 占用調整課
〒573-1191
大阪府枚方市新町2丁目2番10号
TEL 072-843-2861
FAX 072-841-3443

ご意見受付

